

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年11月13日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	131 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	<p>介護保険認定支援システム再構築(更新)業務委託 ①納品書記載の金額について 委託業務完了に当たって、委託業務完了届と共に業者指定様式の納品書が添付されており、個別作業ごとに値引金額が明示されていた。入札により契約金額が確定しているのであれば、納品段階で値引きを明示する意味はなく、全ての項目から値引相当額を調整した金額で納品書を受領すべきである。</p>		
講じた措置の内容	<p>[当該事項が発生した原因] 契約金額内の納品・請求額とするため値引きによる調整となった。</p> <p>[措置した内容と時期] 次回の契約を令和11年2月に予定しているため、次回以降すべての項目から値引き相当額を調整した金額で納品書を作成するよう指示した。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年11月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	137 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	<p>介護保険制度改正に伴う介護認定支援システム(RJ)システム改修業務委託</p> <p>①積算内訳書について 見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているが、区分・数量・単価が完全に一致している。これにより予定価格も設定されているが、金額が完全に一致している状況である。価格に関しては、市では設計できない可能性はあるが、他の自治体でも同様のシステム改修が同時期に実施されることが想定されることから、自治体間での情報共有などを活用して価格の妥当性を検討する必要がある。</p>		
講じた措置の内容	<p>[当該事項が発生した原因] 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、介護保険課で設計することが困難であるため。</p> <p>[措置した内容と時期] 積算内訳作成時には、情報企画課に精査を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。また、同規模の自治体で同一システムを使用している事例を調査し、価格妥当性を比較検証することで、独立した積算プロセスを確保することとした。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年11月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	137 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	<p>介護保険制度改正に伴う介護認定支援システム(RJ)システム改修業務委託</p> <p>②落札率について 積算内訳書の段階でどのような検討がなされたかが明確になっていない以上、当該契約に関する落札率100%は異常値であると判断する。参考見積書を作成した業者は、見積合わせにおいても当然に同額での見積書を作成することが想定されることから、積算内訳書の段階で十分に検討を重ねておく必要がある。</p>		
講じた措置の内容	<p>[当該事項が発生した原因] 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、介護保険課で設計することが困難であるため。</p> <p>[措置した内容と時期] 積算内訳作成時には、情報企画課に精査を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。また、同規模の自治体で同一システムを使用している事例を調査し、価格妥当性を比較検証することで、独立した積算プロセスを確保することとした。</p>		